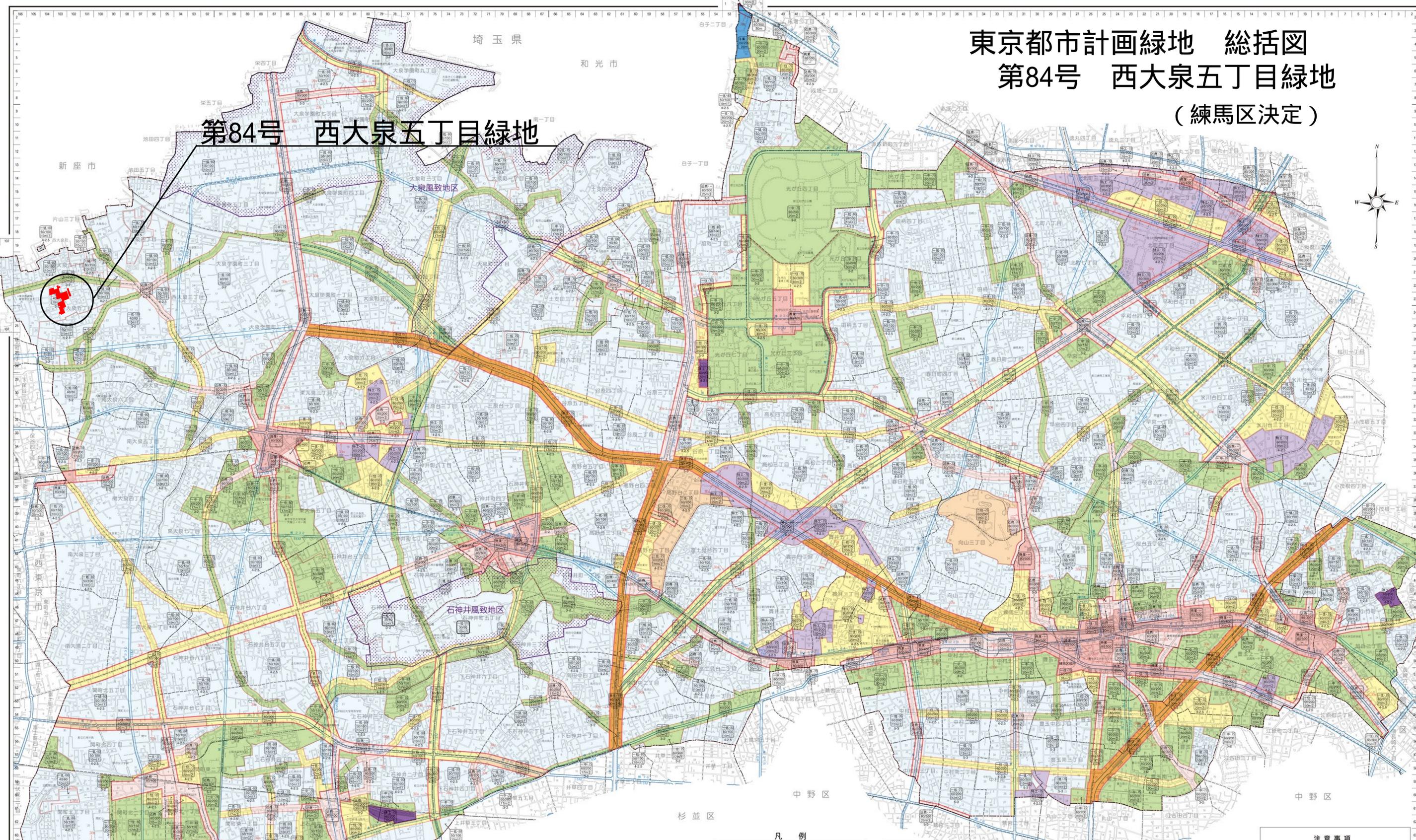


# 東京都市計画緑地 総括図

## 第84号 西大泉五丁目緑地

(練馬区決定)

### 第84号 西大泉五丁目緑地



#### 凡例

用途地域 図の記号	用途地域 (特別用途地区)
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域 (特別工業地区)
工業地域	工業地域

高度地区	高度地区
① 第1種高度地区	① 第1種高度地区
② 第2種高度地区	② 第2種高度地区
17m① 17m第1種高度地区	17m② 17m第2種高度地区
17m③ 17m第3種高度地区	20m③ 20m第3種高度地区
20m 20m高度地区	25m② 25m第2種高度地区
25m③ 25m第3種高度地区	30m② 30m第2種高度地区
30m③ 30m第3種高度地区	30m 30m高度地区
35m③ 35m第3種高度地区	

防火地域等の指定	
■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

風致地区	
■	第2種風致地区

- #### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の指定を示したものである。詳細については、以下の窓口にて備え置いた指定図で確認してください。  
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)  
(2)東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係(都庁第二本庁舎21階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページをご覧ください。  
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「20-30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の大線は、防火地域です。

